

○厚生労働省令第二十号
労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第六十六条第二項、第六十六条の三、第六十七条第四項及び第一百条第一項の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年三月三日
厚生労働大臣 加藤 勝信

(4 頁)

離職前の尿路系疾病の既往歴及び治療歴

既往歴及び治療歴	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

離職前直近の健康診断の結果

年 月 日

自覚症状及び他覚症状	なし、頭痛、悪心、めまい、昏迷、呼吸器の刺激症状、眼の刺激症状、皮膚粘膜刺激症状、顔面蒼白、チアノーゼ、運動失調、尿の着色、血尿、頻尿、排尿痛、その他（ ）
皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	
尿中の潜血検査	
尿沈渣検鏡の検査	
尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	
膀胱鏡検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査	

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令
(労働安全衛生規則の一部改正)

第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
様式第三号及び様式第六号中「潜血検査」を「潜血検査」に改める。
様式第八号(四頁)及び(五頁以降の頁(最後の頁を除く))を次のように改める。

(5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

		年月日	年 月 日	年 月 日
項目				
健康診断	既往歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	
	尿中の潜血検査			
	尿沈渣検査鏡の検査			
	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査			
	判定	異常あり、なし 再検査要、不要 追加健診要、不要 ()	異常あり、なし 再検査要、不要 追加健診要、不要 ()	
	医療機関名及び医師名			
追加健康診断	項目	年月日	年 月 日	年 月 日
	ぼうこう膀胱鏡検査			
	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査			
	判定	異常あり、なし 再検査要、不要 療養要、不要 ()	異常あり、なし 再検査要、不要 療養要、不要 ()	
	医療機関名及び医師名			

様式第九号(1)を次のように改める。

様式第 9 号 (第 57 条関係) (1)

健康 管 理 手 帳 に よ る 健 康 診 断 実 施 報 告 書 (ベンジジン等)	
健康管理手帳番号	号
氏名及び住所 生 年 月 日	年 月 日生 (満 才) 男・女
健康診断の結果 異 常 あり、なし 再 検 要、不要 追加健診 要、不要 療 養 要、不要	
既往歴 なし 血尿、頻尿、排尿痛 その他 ()	
自覚症状及び他覚症状 なし 血尿、頻尿、排尿痛 その他 ()	
尿 中 の 潜 血 検 査	
尿沈渣検鏡の検査	
尿沈渣のノバニコーラ法による細胞診の検査	
膀胱鏡検査	
腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査	
年 月 日	医療機関名 所 在 地 医 師 名 労働局長 殿

備考 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。

(有機溶剤中毒予防規則の一部改正)
第二条 有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(健康診断) 第二十九条 (略) 2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一 (略) 二 作業条件の簡易な調査 三 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査 四 (略) (削る) 3・4 (略) 5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 (略) 四 腎機能検査 五 神経学的検査	(健康診断) 第二十九条 (略) 2 事業者は、前項の業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。 一 (略) (新設) 二 有機溶剤による健康障害の既往歴並びに自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査、別表の下欄に掲げる項目(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に限る。)についての既往の検査結果の調査並びに第四号、別表の下欄(尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査を除く。)及び第五項第二号から第五号までに掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査 三 (略) 四 尿中の蛋白の有無の検査 3・4 (略) 5 事業者は、第二項の労働者で医師が必要と認めるものについては、第二項及び第三項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 (略) 四 腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く。) 五 神経内科学的検査

様式第3号 (第30条関係) (表面)

有機溶剤等健康診断個人票

様式第3号 (表面) を次のように改める。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男 ・ 女		
有 機 溶 剤 業 務 の 経 歴					
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別					
健 診 対 象 有 機 溶 剤 の 名 称					
有 機 溶 剤 業 務 名					
作 業 条 件 の 簡 易 な 調 査 の 結 果					
有 機 溶 剤 に よ る 既 往 歴					
自 覚 症 状					
他 覚 症 状					
代 謝 物 の 検 査	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
貧 血 検 査	血 色 素 量 (g/dl)				
	赤 血 球 数 (万/mm ³)				
肝機能 検 査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ - G T P (IU/l)				
眼 底 検 査					
医師が必要と認める者に行う検査					
作 業 条 件 の 調 査 の 結 果					
貧 血 検 査					
肝 機 能 検 査					
腎 機 能 検 査					
神 經 学 的 検 査					
そ の 他 の 検 査					
医 師 の 診 断					
健康診断を実施した医師の氏名 (印)					
医 師 の 意 見					
意見を述べた医師の氏名 (印)					
備 考					

様式第三号の二（裏面）備考中11を削り、12を11とし、13から16までを一つ繰り上げる。
（鉛中毒予防規則の一部改正）

第三条 鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
（健康診断） 第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四第十七号及び第一條第五号からルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 一 （略） 二 作業条件の簡易な調査 三 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 四 六 （略） 2 前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 （略） 四 神経学的検査	（健康診断） 第五十三条 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四第十七号及び第一條第五号からルまでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては、一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。 一 （略） （新設） 二 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査並びに第四号及び第五号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査 三 五 （略） 2 前項の健康診断（六月以内ごとに一回、定期に行うものに限る。）は、前回の健康診断において同項第四号及び第五号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。 3 事業者は、令第二十二條第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならない項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。 一 三 （略） 四 神経内科学的検査

（傍線部分は改正部分）

様式第2号 (第54条関係)

鉛健康診断個人票

様式第二号を次のように改める。

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日	
		性 別	男 ・ 女			
鉛 業 務 の 経 歴						
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳	
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別						
鉛 業 務 名						
作業条件の簡易な調査の結果						
鉛 に よ る 既 往 歴						
自 覚 症 状						
他 覚 症 状						
血液中の鉛の量 ($\mu\text{g}/100\text{ml}$)						
尿中のデルタアミノレブリン酸の量 ($\text{mg}/1$)						
医師が必要と認める者に行う検査						
作業条件の調査の結果						
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)					
	赤血球数 ($\text{万}/\text{mm}^3$)					
赤血球中のプロトポルフィリンの量 ()						
神 経 学 的 検 査						
そ の 他 の 検 査						
医 師 の 診 断						
健康診断を実施した医師の氏名 ㊦						
医 師 の 意 見						
意見を述べた医師の氏名 ㊦						
備 考						

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「鉛業務名」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第4の鉛業務の種類を号数で記入すること。
- 3 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疼痛等の消化器症状
 2. 四肢の伸筋麻痺又は知覚異常等の末梢神経症状
 3. 関節痛
 4. 筋肉痛
 5. 蒼白
 6. 易疲労感
 7. 倦怠感
 8. 睡眠障害
 9. 焦燥感
 10. その他
- 4 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査について、鉛中毒予防規則第53条第2項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「血液中の鉛の量」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」の欄に「*」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 5 「赤血球中のプロトポルフィリンの量」の欄の（ ）内には、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 全血」、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 赤血球」等の単位を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

様式第2号 (第23条関係)

四 アルキル鉛健康診断個人票

氏名	生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
	性 別	男 ・ 女		
四アルキル鉛等業務の経歴				
健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳
1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別				
四アルキル鉛等業務名				
作業条件の簡易な調査の結果				
四アルキル鉛による既往歴				
自 覚 症 状				
他 覚 症 状				
血液中の鉛の量 ($\mu\text{g}/100\text{ml}$)				
尿中のデルタアミノレブリン酸の量 ($\text{mg}/1$)				
医師が必要と認める者に行う検査				
作業条件の調査の結果				
貧 血 検 査	血色素量 (g/dl)			
	赤血球数 ($\text{万}/\text{mm}^3$)			
	赤血球中のプロトポルフィリンの量 ()			
神 経 学 的 検 査				
そ の 他 の 検 査				
医 師 の 診 断				
健康診断を実施した医師の氏名 ㊦				
医 師 の 意 見				
意見を述べた医師の氏名 ㊦				
備 考				

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

備考

- 1 「1. 雇入れ 2. 配置替え 3. 定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「四アルキル鉛等業務名」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第5の四アルキル鉛等業務の種類を号数で記入すること。
- 3 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1. いらいら 2. 不眠 3. 悪夢 4. 食欲不振 5. 顔面蒼白 6. 倦怠感 7. 盗汗
 8. 頭痛 9. 振顫 10. 四肢の腱反射亢進 11. 悪心 12. 嘔吐 13. 腹痛 14. 不安
 15. 興奮 16. 記憶障害 17. その他
- 4 血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査について、四アルキル鉛中毒予防規則第22条第2項の規定により、医師が必要でないと認めて省略した場合には、「血液中の鉛の量」及び「尿中のデルタアミノレブリン酸の量」の欄に「＊」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 5 「赤血球中のプロトポルフィリンの量」の欄の（ ）内には、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 全血」、「 $\mu\text{g}/100\text{ml}$ 赤血球」等の単位を記入すること。
- 6 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 7 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。